

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に追加指定する。

平成25年3月26日

新潟県教育委員会 委員長 栗田 修行

第5条第1項の規定による有形文化財の追加指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (歴史資料)	榊原家資料	577点	上越市本城町8番30号 (上越市立高田図書館)	上越市